省　令

○総務省令第三十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月六日

総務大臣　石田　真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　電気通信事業	第二章　電気通信事業（第三条―第四十条）
第一節　電気通信事業の登録等（第三条―第十三条）	第三章　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）
第二節　電気通信事業者の業務（第十四条―第二十七条）	第三章の二　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）
第三節　電気通信設備（第二十八条―第三十八条）	第四章　土地の使用等
第四節　届出媒介等業務受託者（第三十九条―第四十条の二）	第一節　事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）
第五節　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三―第四十条の八）	第二節　土地の使用（第四十一条―第五十四条）
第六節　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）	第四章の二　電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）
第三章　土地の使用等	［第五章　同上］
第一節　事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）	附則
第二節　土地の使用（第四十一条―第五十四条）	**第二章**　電気通信事業
第四章　電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）	**第一節**　電気通信事業の登録等
［第五章　略］	（電気通信事業の届出）
附則	**第九条**　［同上］
第二章　電気通信事業	［２～８　同上］
第一節　電気通信事業の登録等	［新設］
（電気通信事業の届出）	（基礎的電気通信役務の範囲）
第九条　［略］	**第十四条**　［同上］
［２～８　略］	［一～三　同上］
９　総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出（法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた場合に限る。）又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。	
第二節　電気通信事業者の業務	
（基礎的電気通信役務の範囲）	
第十四条　［略］	
［一～三　略］	